

住宅改修について

資料 8

理由書の注意点①

- ①身体状況、家屋の問題点が明確にされているか。
- ②身体状況と、改修の内容は適切か。
- ③改修により問題点は解決されるのか。
- ④日常生活上、必要なものか。

（庭の手入れ、畑仕事、趣味等は支給対象となりません。）

- ⑤保険制度の趣旨を逸脱していないか。

（被保険者の資産形成につながるような工事、住宅の新築、新たに居室を設ける場合等は支給対象となりません。）

- ⑥老朽化や器具の故障が直接の理由である場合は、支給対象となりません。

理由書の注意点②

⑦ステップによる段差の解消及び手すりの設置は、原則、2段階申請です。

(ただし、本人の身体状況、認知状況等に応じて、必要がある場合は例外的に1段階の申請を認めています。例外的に1段階であることが必要である旨を詳しく理由書に記載してください。)

⑧勝手口到手すりをつける場合は、理由書に詳しく記載してください。

(勝手口に必要理由に併せて、玄関ではいけない理由を具体的に記載してください。)

住宅改修の工事について

事前申請の内容どおりに、施工してください。

事前申請の内容からやむを得ず変更する必要がある場合は、着工前に必ず連絡し、許可を得てから着工してください。

<連絡事項>

- ①どこの箇所が、
- ②何センチ
- ③どの方向に
- ④ずれる、伸びる等
- ⑤変更となる理由

改修箇所の写真の撮り方について

- ①改修部分が切れないよう、全体が分かるように撮影してください。
- ②改修が必要なことが分かるように撮影してください。
(Ex.)便器からの立ち上がりが必要なら、そのことが分かるように撮影してください。)
- ③対象部分がはっきりと映るように撮影してください。
(近景・遠景が分かるようにしてください。)
- ④写真を縮小・拡大する場合、縦横比を変えないでください。(縦だけを拡大する等しないでください。)
- ⑤改修前と改修後は、できるだけ同じアングルで撮影してください。